

ID: 51

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町世代交流いきいきプラザ条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成25年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第7条まで及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 げんきサロンを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 町内の事業所に勤務する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者により構成された団体</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に適当と認めるもの</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 利用者は、げんきサロンを占有して利用しようとするときは、あらかじめ町長の許可(以下「使用の許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可に際し、げんきサロンの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、げんきサロンの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(3) 感染症を有する等、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 施設又は付属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 町長が、げんきサロンの管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(6) 前5号に掲げる場合のほか、町長が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。</p>	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日